

流山市農業委員会
令和2年第12回
総会議事録

令和2年11月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和2年第12回総会議事録

1 期 日 令和2年11月10日(金)

2 場 所 流山市役所301会議室

3 議 長 名 水代 啓司

4 署名委員 9番 石井 保
10番 岡田 長政

5 出席委員(委員12名)

1番 矢口 優子	2番 池田 操代
3番 金子 文雄	4番 鈴木 亨
5番 金子 孝博	6番 中嶋 清
7番 小菅 康男	8番 染谷 一嘉
9番 石井 保	10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男	12番 水代 啓司

6 欠席委員(委員0名)

7 書記名 副主査 齊藤 恒夫

8 事務局 事務局長 恩田 一成
事務局次長 染谷 晃
事務局事務員 小田 嵩

9 会議目次

(1) 議案第54号	農地法第3条の規定による許可申請について	1
(2) 議案第55号	農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	4
(3) 議案第56号	農用地利用集積計画の決定について	7
(4) 議案第57号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	10
(5) 議案第58号	流山市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて	12
(6) 報告第35号	合意解約の通知について	18
(7) 報告第36号	専決処理の報告について	18

▲開会 午後3時3分

○水代会長 それでは、ただ今から令和2年第12回流山市農業委員会総会を開会致します。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告致します。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることをご報告致します。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

9番 石井委員、10番 岡田委員を指名致します。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命致します。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願い致します。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧ください。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第58号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」までの5議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第35号「合意解約の通知について」から報告第36号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

ご説明は、以上です。

よろしくお願ひ致します。

○水代会長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第54号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和2年11月10日提出

今月の申請は5件です

議案の1番の権利者は、流山市南の方で職業は兼農です。

申請がありました土地は、流山市南の畑4筆 合計面積957.30平方メートルです。

申請事由ですが、営農意欲向上のため世帯内で贈与するものです。

議案案内図については、1ページにございますので併せてご参照ください。

議案の2番の権利者は、流山市下花輪の方で職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市下花輪の田4筆 合計面積4,124平方メートルです。

申請事由ですが、営農意欲向上のため世帯内で贈与するものです。

議案案内図については、2ページにございますので併せてご参照ください。

議案の3番から5番の権利者は、同一世帯員等のため一括してご説明致します。

権利者は、3番と5番が流山市平和台の方、4番が流山市西初石の方で、職業は兼農です。

申請がありました土地は、流山市下花輪の田9筆 合計面積8,271平方メートルです。

申請事由ですが、営農意欲向上のため世帯内で贈与するものです。

議案案内図については、2ページから4ページにございますので併せてご参照ください。

ご説明は以上です。

よろしくお願い致します。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告致します。

今月の案件は5件です。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議致しました。

はじめに、1番についてご報告致します。

申請地につきまして、前方の地図でご説明致します。申請地は、東武線初石駅の西約2キロメートルに位置している畑4筆 合計面積957.3平方メートルです。

また、申請理由につきましては、耕作意欲を高めるため、父親から子への贈与により所有権を取得するものです。

申請地の畑は、投影している写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約3.3ヘクタール、農業従事者は3名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

次に2番ですが、申請地は、東武線初石駅の南西約2キロメートルに位置している田4筆 合計面積4,124平方メートルです。

また、申請理由につきましては、耕作意欲を高めるため、夫から妻への贈与により、所有権を取得するものです。

申請地の田は、投影している写真のとおり稲刈り済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約1.1ヘクタール、農業従事者は2名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

次に議案の3番から5番は農地法上、同一の世帯員等での贈与のため、一括して説明致します。申請地は、東武線初石駅の南西約2キロメートルに位置している田9筆 合計面積8,271平方メートルです。

また、申請理由につきましては、耕作意欲を高めるため、3番は義務者の子の妻へ、4番と5番は義務者の子への贈与により、所有権を取得するものです。

申請地の田は、投影している写真のとおり稲刈り済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約1.1ヘクタール、農業従事者は5名です。

今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということです。

以上のことを基に審議致しましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしくご審議をお願い致します。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の1番については、鈴木委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議致します。

鈴木委員の退席を求めます。

(午後3時12分 鈴木委員退席)

○水代会長 これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願い致します。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第54号の1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。

挙手、全員であります。

よって議案第54号の1番については、許可することに決定致しました。

鈴木委員の除斥を解きます。

(午後3時13分 鈴木委員入室)

○水代会長 次に、本案の2番から5番までに対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願い致します。

◆5番(金子孝博委員) 議案案内図を見ますと、流山インター周囲での贈与が多いようですが、ここは何かあるのでしょうか、委員長。

◎山崎委員長 開発事業の計画があるようです。

◎事務局(染谷次長) ただ今、山崎委員長から将来的な事業計画があるようだとなりましたが、今般の第3条許可申請は、あくまでも引き続き農地を耕作するという旨の申請です。

○水代会長 ご了解いただけましたか。

◆5番(金子孝博委員) はい。

○水代会長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第54号の2番から5番までについて、許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。

挙手、全員であります。

よって、議案第54号の2番から5番までについては、許可することに決定致しました。

ありがとうございました。

○水代会長 続いて、議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題と致します。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第55号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和2年11月10日提出

今月の申請は2件です

1番の権利者につきましては、柏市新富町にお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市平方の畑1筆 転用面積290平方メートルです。

転用目的につきましては、専用住宅を建築するため、今回、申請がなされたものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の5ページと6ページにございますので併せてご参照ください。

2番の権利者につきましては、流山市おおたかの森東にお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市大畔の畑1筆 転用面積210平方メートルです。

転用目的につきましては、専用住宅を建築するため、今回、申請がなされたものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の7ページと8ページにございますので、併せてご参照ください。

ご説明は、以上です。
よろしくお願ひ致します。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。
山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご報告致します。

今月の案件は、恒久転用によるものが2件です。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い審議致しました。

はじめに、1番についてご報告致します。

申請地につきまして、前方の地図でご説明致します。申請地は、東武線江戸川台駅の北西約1キロメートルに位置し、周囲は平方の住宅地に近接しており、小規模な畑と住宅が混在している地域です。

そのため、『宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地でおおむね10ヘクタール未満の農地』として、第2種農地と判断致しました。

権利の種類は贈与による所有権移転で、転用目的は専用住宅を建築しようとするものです。

権利者は、柏市新富町にお住まいの方で、年齢は40歳です。

申請理由については、権利者は現在柏市内の社宅に住んでいますが、今後の子供の成長等を考え、親から土地を譲り受け、専用住宅を建築するため申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明致します。

軽量鉄骨造平屋建て住宅を建築する計画です。

土砂等の流出対策については、隣接地との境界に1段または3段のコンクリートブロックによる土留めを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内への浸透ますに集水する計画とし、汚水及び雑排水は合併浄化槽での処理後、前面道路の既設側溝に排水する計画でした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は道路、その他は畑となっています。

次に、資金計画ですが、整備費、建設費その他の合計が約3,070万円。全額申請者の夫の金融機関からの借入金で賄うとのことで、金融機関発行の融資に関する書面及び夫からの資金提供の確約書が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し現在手続き中です。

つづいて、2番についてご報告致します。

申請地につきまして、前方の地図でご説明致します。

申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の北西約1.2キロメートルに位置し、周囲は小規模な畑と住宅が混在している地域です。

そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』として、第2種農地と判断致しました。

権利の種類は使用貸借権の設定で、転用目的は専用住宅を建築しようとするものです。

権利者は、流山市おおたかの森東にお住まいの方で、年齢は28歳です。

申請理由については、権利者は現在流山市内のアパートに夫婦で住んでいますが、今後の家族構成等を考え、親から土地を借り受け、専用住宅を建築するため申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明致します。

木造2階建て住宅を建築する計画です。

土砂等の流出対策については、隣接地との境界に小堤を築き流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内への浸透ますに集水する計画とし、汚水及び雑排水は合併浄化槽にて処理後、前面道路の既設集水ますに接続して排水する計画とのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、東側は道路となっており、その他は畑となっています。

次に、資金計画ですが、整地費、建築費その他の合計が約4,170万円。全額申請者の夫の金融機関からの借入金で賄うとのことで、金融機関発行の融資に関する書面及び夫からの資金提供の確約書が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し現在手続き中です。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしくご審議をお願い致します。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願い致します。

事務局から、贈与と使用貸借の違いについて、委員の皆さんに補足的に説明してあげた方がいいのではないですか。

染谷次長

◎事務局(染谷次長) 当該議案の農地法第5条許可申請の2件ですが、転用目的はいずれも個人の住宅建設で同じですが、1番は、既存集落の要件に該当することから、贈与により所有権移転が伴うもの。

2番は、分家住宅として、親子間での使用貸借権の設定により、所有権移転を伴わ

ないもので、両議案とも住宅を建築する内容です。

○水代会長 宜しいですか。

ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第55号について、許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。

挙手、全員であります。

よって議案第55号については、許可することに決定致しました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第56号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第56号

農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。

令和2年11月10日 提出

今月の申請は、新規が2件、更新が7件です

始めに、議案の1番の権利者は、流山市前ヶ崎にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市名都借にあります畑3筆 合計面積2,407平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により6年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、9ページと10ページにございますので併せてご参照ください。

つぎに、議案の2番の権利者は、流山市西深井に住所を有する農地所有適格法人です。

対象となる農地は、西深井の畑1筆 面積1,358平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により3年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、11ページにございますので、併せてご参照ください。

つぎに、議案の3番の権利者は、流山市西深井にお住いの方で職業は農業です。対象となる農地は、流山市平方にあります田3筆 合計面積2,794平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、12ページにございますので併せてご参照くだ

さい。

つぎに、議案の4番の権利者は、流山市平方村新田にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市平方にあります田3筆 合計面積3,090平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、13ページにございますので併せてご参照ください。

つぎに、議案の5番から9番は権利者が同一世帯のため一括して説明致します。権利者は、流山市前ヶ崎にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、5番の方が流山市前ヶ崎の田1筆 面積1,999平方メートル、6番から9番の方が、流山市野々下にあります畑4筆 合計面積5,199平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、14ページから15ページにございますので併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第56号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告致します。

今月の案件は、新規が2件、更新が7件です。

はじめに、新規の案件です。

1番ですが本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものです。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は35歳です。農業従事者4名で、農業従事日数は300日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

つづいて2番ですが、本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者は西深井に本店を置く農地所有適格法人でございます。

農業従事者は4名で、農業従事日数は220日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に、更新の案件です。

3番ですが本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は64歳です。農業従事者は3名で、農業従事日数は180日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈り済みの状態でした。

つづいて4番ですが本件については、相手を変更して6年間の利用権を設定しよう

とするものです。

権利者の職業は農業で年齢は67歳。農業従事者は2名。農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈り済みの状態でした。

つづいて5番から9番は、権利者が同一世帯のため、一括してご報告致します。

5番については引き続き、6番から9番については相手を変更して6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で、年齢は5番の権利者が67歳、6番から9番の権利者が35歳です。農業従事者は3名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起作付け済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしくご審議をお願い致します。

○水代会長 ありがとうございました。

なお、本案の1番及び5番から9番までについては、藍川委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

藍川委員の退席を求めます。

(午後3時38分 藍川委員退席)

○水代会長 これより、本案の1番及び5番から9番までに対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第56号の1番及び5番から9番までについて、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第56号の1番及び5番から9番までについては、承認することに決定致しました。

藍川委員の除斥を解きます。

(午後3時39分 藍川委員入室)

○水代会長 つぎに、本案の3番については、金子孝博委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議致します。

金子孝博委員の退席を求めます。

(午後3時40分 金子孝博委員退席)

○水代会長 これより、本案の3番に対する質疑に入ります。
質疑をお持ちの方は、挙手をお願い致します。
ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第56号の3番について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
挙手、全員であります。
よって議案第56号の3番については、承認することに決定致しました。
金子孝博委員の除斥を解きます。

(午後3時41分 金子委員入室)

○水代会長 つぎに、本案の4番については、小菅委員に関する案件でありますので、
農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審
議致します。

小菅委員の退席を求めます。

(午後3時41分 小菅委員退席)

○水代会長 これより、本案の4番に対する質疑に入ります。
質疑をお持ちの方は、挙手をお願い致します。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第56号の4番について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
挙手、全員であります。
よって議案第56号の4番については、承認することに決定致しました。
小菅委員の除斥を解きます。

(午後3時42分 小菅委員入室)

○水代会長 次に、本案の2番に対する質疑に入ります。
質疑をお持ちの方は、挙手をお願い致します。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第56号の2番について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
挙手、全員であります。
よって議案第56号の2番については、承認することに決定致しました。
ありがとうございました。

○水代会長 議案第57号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願につ
いて」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の10ページをお開きください。

議案第57号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて
次のとおり、現況証明願いがあったので審議を求める。

令和2年11月10日提出

1番の申請者は、流山市こうのす台ほかにお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市平方の畑1筆 面積364平方メートルです。

変更後の地目につきましては、山林です。

本件につきましては登記簿上の地目は畑となっておりますが、令和元年度の利用状況調査で非農地(B判定)とされたことから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものです。

議案案内図につきましては、16ページと17ページにございますのでご参照ください。

つぎに、2番の申請者は東京都港区にお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市美原の畑1筆 面積442平方メートルです。

変更後の地目につきましては、山林です。

本件につきましては登記簿上の地目は畑となっておりますが、平成29年度の利用状況調査で非農地(B判定)とされたことから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものです。

議案案内図につきましては、18ページと19ページにございますのでご参照ください。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○**水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎**山崎委員長** 議案第57号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」ご報告致します。

今月の案件は、2件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

はじめに、1番についてご報告致します。

申請地につきまして、前方の地図でご説明致します。

申請地は、東武線江戸川台駅の北西約1.5キロメートルに位置している土地であります。

申請者が平成26年に相続により取得した土地で、令和元年度の利用状況調査により、山林化していて農地に復元できない土地としてB判定された場所です。

申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なる

ことから、地目を一致させるため願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり山林の状況となっていることを確認いたしました。

つづいて2番ですが、申請地は東武線江戸川台駅の北西約1キロメートルに位置している土地であります。

申請者が平成15年に相続により取得した土地で、平成29年度の利用状況調査により山林化していて農地に復元できない土地としてB判定とされた場所です。

申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり山林の状況となっていることを確認致しました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については山林化して農地として復元できない土地であることが確認できるため、本案については全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしくご審議をお願い致します。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願い致します。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第57号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第57号については、証明することに決定致しました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第58号「流山市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」を議題と致します。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の11ページをお開きください。

議案第58号

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて

農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、流山市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を別紙のとおり見直すものとする。

令和2年11月10日提出

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、農業委員会等に関する

る法律に基づき定める農業委員会の活動の指針です。

この指針については、当市では新制度による農業委員会制度に変わりました平成29年10月27日に策定されました。

このなかで、3年ごとに、検証、見直しを行うこととされているため、今回、その検討を行いました。

見直しについては、総合農政検討委員会にて議論いただきました。

また、この指針を策定又は変更するときには、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないとされており、推進委員会においても審議のうえ、ご意見を頂きました。

そのうえで、流山市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(改定案)」を取りまとめましたので、内容を朗読させていただきます。

皆様のお手元には、流山市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(改定案)」をお手元に配っておりますので、こちらを朗読させていただきます。

流山市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」改定案

平成29年10月27日策定

令和2年〇月〇日改定

流山市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置付けられた。

流山市の農業は、米作農業を中心に露地野菜、施設園芸が行われているが、農業従事者の高齢化等により、離農者が増加している。

また、流山市の耕地は江戸川流域の広大な水田地帯と下総台地の畑地帯に分けられるが、江戸川流域の広大な水田地帯の一部については、インターチェンジからの利便性等から、大規模な流通業務施設等の建設が進められている。下総台地の畑地帯については、土地区画整理事業等による急激な都市化の進展や農業従事者の高齢化等により、農地が減少し、遊休農地が増加している。

このような現状のなか、実態に応じた取り組みを推進するとともに、対策の強化を図ることが求められている。

以上の観点から、地域の強みを活かしながら、かつ活力のある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、農地等の利用の最適化を一体的に進めることができるよう、流山市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を図るとされたことから、それに合わせて令和5年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成29年4月)	441ha	3.6ha	0.82%
3年後の目標 (平成32年4月)	373ha	2.8ha	0.76%
改定時の現状 (令和2年4月)	376ha	3.15ha	0.83%
目 標 (令和5年4月)	318ha	2.55ha	0.80%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員が連携し、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査と同法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

なお、従来農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映することで、農地台帳の公表を行う。

② 非農地判断について

利用状況調査の中で、「再生利用困難」(荒廃農地調査のB分類)に区分された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行う。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	農地利用集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成29年4月)	441ha	43.1ha	9.77%
3年後の目標 (平成32年4月)	373ha	54.4ha	14.60%
改定時の現状 (令和2年4月)	376ha	48.3ha	12.85%
目 標 (令和5年4月)	318ha	53.5ha	16.82%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 担い手への集積について

農業委員及び推進委員は地域の座談会等により、地域農業者の意見を集約し、法人等を含めた担い手への農地利用の集積・集約に努める。

② 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
現 状 (平成29年4月)	1人 (0. 1ha)	1法人 (0. 3ha)
3年後の目標 (平成32年4月)	3人 (0. 7ha)	3法人 (2. 1ha)
改定時の現状 (令和2年4月)	0人 (0ha)	0法人 (0ha)
目 標 (令和5年4月)	3人 (0. 9ha)	1法人 (0. 5ha)

※改定時の現状の数値は、過去3年間の実績値である。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

市農業振興課、県農業事務所等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある参入希望者(法人を含む。)を把握し、参入手続きや経営等に係る必要な支援を行う。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員会は、農業者の高齢化等により耕作放棄となりうる農地や遊休化のおそれのある地域について、農地情報を把握し、新規就農者の参入を促進する。

農業委員及び推進委員は、新規参入者(法人を含む。)の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。(以上を朗読)

指針の改定案のご説明につきましては、以上です。

よろしくお願ひ致します。

○水代会長 本案について、総合農政検討委員会委員長から報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 それでは、議案第58号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」ご報告致します。

本案につきましては、指針の策定から3年を迎えたため、検証及び見直しについて、総合農政検討委員会を先月と今月の2回にわたり開催し検討を行いました。

指針の1ページ「第1 基本的な考え方」については、現行のままとし、改元に伴い該当箇所を平成から令和に修正致しました。

つづいて、2ページからの「第2 具体的な目標と推進方法」については、「1. 遊休

農地の発生防止・解消について」、「2. 担い手への農地利用の集積・集約化について」、「3. 新規参入の促進について」ともに令和2年4月時点での現状値をもとに、令和5年の目標数値を修正致しました。

また、それぞれの「具体的な推進方法」については、変更しないこととなりました。

修正後の数値目標については、別紙のとおりです。

ご報告は以上です。

よろしくお願ひ致します。

○水代会長 ありがとうございます。

続きまして、農地利用最適化推進委員会委員長から報告を求めます。

小林委員長。

◎小林委員長 はじめに、先日8月10日に開催いたしました農地利用最適化推進委員会において、委員長に私 小林が選出され、副委員長に藍川推進委員が選出されましたのでご報告いたします。

それでは、議案第58号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」ご報告致します。

内容につきましては、先ほど総合農政検討委員会の山崎委員長から報告がございましたことから、割愛させていただきます。

この指針の見直し案について、去る10月9日に開催された推進委員会において、推進委員全員の出席により審議いたしましたところ、全会一致で案のとおりとするという結論に達しました。

農地利用最適化推進委員会からの意見は以上でございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願い致します。

質疑ございませんか。

それでは、私から1点お聞きします。

この指針の最後のページ、3番の新規参入の促進目標(個人)についてですが、3年後の目標が、3人で0.7ha(ヘクタール)になっています。

流山市の場合には、新規参入で下限面積は0.3ヘクタールなのですが、この0.7ヘクタールという数値の内訳は具体的に分かりますか。

◎事務局(小田事務員) ご説明いたします。

この表の上段が現状値を表しています。

平成29年4月現在で、1人 0.1ヘクタール。この数値に対して2人 0.6ヘクタール増やし、目標値が3人 0.7ヘクタールとしたものです。

○水代会長 スタート時の0.1ヘクタールというのは、他市の面積も含めて下限面積の条件はクリアーしていたのですね。

確か、野田市の耕作地を含めて0.3ヘクタールとした事案でしたね。

はい、わかりました。

ほかにご質問ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認め、質疑を終結致します。

これより採決を行います。

議案第58号について、原案のとおり見直しすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第58号については、原案のとおり策定することに決定致しました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第35号「合意解約の通知について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の12ページをご覧ください。

報告第35号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

令和2年11月10日報告

1番の合意解約が行われました農地は、流山市名都借にあります畑8筆 合計面積3,356.27平方メートル、合意解約通知書の受付日は、令和2年10月21日であります。議案案内図につきましては、20ページにありますのでご参照ください。

2番の合意解約が行われました農地は、流山市下花輪にあります田2筆 合計面積1,857平方メートル、合意解約通知書の受付日は、令和2年10月22日であります。

議案案内図につきましては、21ページと22ページにありますのでご参照ください。

○水代会長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第36号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の13ページをお開きください。

報告第36号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月10日報告

最初に、1の農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告致します。

今月の農地法第3条の届出の報告は、3件 23筆 合計面積9,978平方メートル

です。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理致しました。

次に、2の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告致します。

今月の農地法第4条の届出の報告は、5件 7筆 合計面積5,052平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理致しました。

次に、3の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、25件 144筆 合計面積83,108.79平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理致しました。

続きまして、議案書の15ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が3件、その他の建物施設用地が2件の計5件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が16件 マンションの区分所有が3件 その他の建物施設用地が6件の計25件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件はすべて議了致しました。

これをもって、令和2年第12回流山市農業委員会総会を終了致します。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時11分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和2年11月10日

流山市農業委員会 会長

水代啓司

流山市農業委員会 委員

石井保

流山市農業委員会 委員

岡田長政